

相模原市立博物館プラネタリウム投影等業務委託に係る
公募型プロポーザル 実施要領

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件名 相模原市立博物館プラネタリウム投影等業務委託
- (2) 履行期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
- (3) 履行場所 相模原市中央区高根3-1-15相模原市立博物館
- (4) 契約上限金額 104,680千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、各年度の支払い上限額は以下の通り。

令和7年度	17,447千円
令和8年度	34,893千円
令和9年度	34,893千円
令和10年度	17,447千円

2 スケジュール

参加申込書受付期間	令和7年4月4日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時
質問書受付期間 ※	令和7年4月4日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時
参加資格確認結果通知書交付日	令和7年4月23日（水）午前10時以降
質問に対する回答送付日	令和7年4月25日（金）
企画提案書等提出期間	令和7年5月1日（木）から令和7年5月15日（木）午後5時
ヒアリング実施日	令和7年5月28日（水）※時間は後日連絡
選定結果の通知日	令和7年6月3日（火）
契約締結	令和7年7月1日（火）※予定

※ 質問書受付期間中に、現場説明を行います。日時については、個別に調整いたします。
なお、質問については質問書（様式3）による受付のみ行います。

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-0221 相模原市中央区高根3-1-15

教育局 生涯学習部 博物館

電話 042-750-8030 FAX 042-750-8061

メールアドレス hakubutsukan@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として認定をうけていること。なお、参加申込書提出時点で当該認定を受けていない者は、当該認定申請手続を開始していることをもって暫定的に本資格項目を満たすものとするが、令和7年6月1日時点で正式な認定を受けていない場合、本資格項目を満たさなくなったものとして扱う。
- (8) 過去に行政機関の庁舎若しくは施設又は民間の施設において、同種業務（光学式プラネタリウム機器の操作・生解説番組の投影）を1回以上履行した実績があること。

5 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和7年4月18日（金）午後5時00分まで（必着）

イ 提出先 相模原市教育委員会 教育局 生涯学習部 博物館
（相模原市立博物館 1階 管理事務室）

ウ 提出方法 直接又は郵送

（直接提出する場合は、事前連絡の上、開館日の午前9時30分～午後5時の間に持参すること。）

エ 提出書類

（ア）参加申込書（様式1）

（イ）参加資格を確認するために必要な書類

①法人等の概要（様式2）

②「4 必要な資格」の（8）にある、類似業務の実績確認書類（既に業務が完了

しているもので、契約件名、契約金額、契約期間、契約当事者名、契約内容の記載があること)

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行う。

ア 通知日時及び方法 令和7年4月23日(水) 午前10時以降電子メールによる

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により質問書(様式3)の提出をすること。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。また、期間中に現地説明、資料閲覧を行うものとする。(日時については個別調整)

ア 提出期限 令和7年4月18日(金) 午後5時00分まで(必着)

イ 提出先 相模原市教育委員会 教育局 生涯学習部 博物館

ウ 提出方法 電子メール(宛先:hakubutsukan@city.sagamihara.kanagawa.jp)

※ メールの件名を「相模原市立博物館プラネタリウム投影等業務委託に係る公募型プロポーザル質問書の送付について」とすること。また、質問書の送付後、確認のため、電話連絡をすること。

エ 回答期限及び方法 令和7年4月25日(金) 電子メールによる

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務概要等

別紙1「相模原市立博物館プラネタリウム投影等業務委託 仕様書」のとおり。

2 企画提案について

(1) 提案項目について

企画提案書（様式5）のとおり。

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物及び提出部数 ※所在地、名称、代表者名、担当者情報は正本にのみ記載。

①企画提案書（様式5）・・・11部（正本1部 副本10部）

②参考見積書（任意様式）・・・1部（正本1部）

※年度毎（令和7・8・9・10年度）の内訳書を併せて作成し、提出すること。

イ 提出期限 令和7年5月15日（木）午後5時00分まで（必着）

ウ 提出先 相模原市教育委員会 教育局 生涯学習部 博物館
（相模原市立博物館 1階 管理事務室）

エ 提出方法 直接のみ

（事前連絡の上、開館日の午前9時30分～午後5時の間に持参すること。）

(3) 企画提案書作成にあたっての留意点

ア 企画提案書（様式5）に基づき作成すること。なお、必ずしもこの様式5により作成する必要はないものの、項目及び順序は記載のとおりとすること。

イ 用紙の大きさは、A4版縦とすること。

ウ 正本のみ表紙と背表紙に法人名を記入したフラットファイル等に綴り提出し、副本については、製本は行わず、左上クリップ止めのみとすること。

(4) 無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とする

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

- ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- キ 提出された書類は返却しないものとする。

第3章 審査の方法及び受注者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が設置した評価委員会にて行う。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和7年5月28日（水）

※実施日を変更する場合や時間の詳細については対象者に別途連絡する。

(2) プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。なお、企画提案書等の提案範囲内の資料に限り、スクリーンへの投影を行い、プレゼンテーションに使用することも可能とする。その場合には HDMI 端子による映像出力が可能なパソコンを持参すること。

(3) 評価基準に従い評価を行う。

(4) 出席者は3人以内とし、時間は30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

3 評価基準

別紙2「相模原市立博物館プラネタリウム投影等業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

4 受注候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受注候補者と協議の結果、契約締結に至らなかった場合や、令和7年6月1日までに相模原市契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として認定されているか確認できなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

(3) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。

(4) 提出者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を電子メールにより令和7年6月3日（火）までに通知する。

5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た

受注候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語 日本語
- (2) 本契約において使用する通貨 日本円
- (3) 本契約において契約書の作成を要する。